

令和5年12月11日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域
アーバンテクノ株式会社 福岡県福岡市博多区博多駅前3-8-10
令和5年12月11日～令和5年12月24日（2週）
地域2（東北支社が所掌する区域）、地域4（新潟支社が所掌する区域）
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者であるアーバンテクノ（株）は、東北支社発注の「山形自動車道 滑沢橋耐震補強設計」及び「三陸自動車道 藤田大橋耐震補強設計」並びに新潟支社発注の「北陸自動車道 能生川橋耐震補強設計」において、照査技術者の退職によるやむを得ない理由により、当社が相当な期間を定めて調査等共通仕様書に示す要件を満足する新たな照査技術者の配置を催告したものの、その期間内に照査技術者を配置することができなかった。

以上のことから、調査等請負契約書の定めにより、発注者の催告による契約解除に至ったもの。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第1第4号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第1

措置要件	地域及び期間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、会社の発注に係る工事等の施行に当たり、契約に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上